

伊吹山再生全体構想

平成 21 年 3 月
伊吹山自然再生協議会

目 次

1 . 自然再生の対象となる区域	1
(1) 位置	1
(2) 対象区域	1
2 . 伊吹山の概況	2
(1) 自然環境	2
地形地質	2
気象	2
植物相	3
動物相	7
(2) 歴史・文化	8
原始信仰	8
山岳信仰	8
伊吹弥三郎	9
京極氏	9
山に対する民俗	10
薬草、山野草等の利用	10
(3) 土地利用	12
鉱工業	12
農林業	12
観光	12
大富川砂防工事	13
(4) 法規制	13
自然公園法等	13
文化財保護法	15
森林法	15
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）	16
3 . 伊吹山の課題	17
(1) お花畑の劣化	17
外来植物等	17
植生遷移	17
(2) 利用集中による環境への影響	18
お花畑周辺	18
登山道周辺	18
ドライブウェイ、スキー場周辺	19
(3) 採掘による景観への影響	19
(4) 歴史文化遺産の埋没	19
(5) 地域社会との関係の希薄化	19
4 . これまでの環境保全活動の成果	21

(1) 伊吹山を守る会の取組	21
(2) 伊吹山もりびとの会の取組	22
(3) 伊吹山ネイチャーネットワークの取組	22
(4) スキー場周辺における取組	23
(5) 石灰岩採掘跡地における取組	23
5 . 自然再生の目標	25
(1) お花畑の維持・復元等	25
(2) 優れた景観の維持・創出	25
(3) 地域ぐるみで伊吹山エコツーリズムの確立	25
6 . 目標達成のための取組方針	26
(1) お花畑の維持・復元等	26
基本的考え方	26
外来植物・植生遷移等	26
利用ルールの設定・監視パトロール	27
保護のための設備の整備	27
保全活動団体の組織・人材の育成	27
事業者との連携	27
受益者負担制度の導入	28
(2) 景観の維持・創出	28
採掘場の緑化等	28
スキー場	28
ドライブウェイ	28
山頂山小屋	29
(3) 歴史文化の再発見	29
(4) 地域ぐるみでエコツーリズムの確立	29
(5) 伊吹山ブランドの地産物の発信	30
7 . 広域的な取組	31
8 . その他自然再生の推進に必要な事項	31
(1) 環境の調査・評価・情報管理	31
(2) 情報の発信	31
9 . 自然再生協議会の構成と役割分担	32
(1) 構成	32
(2) 役割分担	32
【引用・参考文献】	35
【写真協力】	35
【参考 伊吹山の主な史跡】	35

1. 自然再生の対象となる区域

(1) 位置

この全体構想の対象となる伊吹山は、滋賀県と岐阜県にまたがり、北は福井県の若狭湾に、南は三重県の伊勢湾に迫る本州で最も狭い部分の中央部に当たる。行政区域としては、滋賀県米原市（旧伊吹町）ならびに岐阜県揖斐川町（旧春日村）、関ヶ原町および大垣市に属する。

(2) 対象区域

この全体構想の対象は、伊吹山全域とする。ただし、自然環境調査の対象区域は、琵琶湖国定公園に指定された部分（約 1,000ha）を中心とした滋賀県側の区域とする。さらに、重点的に保全・再生のための事業を実施する区域は、山地草原（お花畑）の見られる区域（山頂部および5合目から山頂にかけての登山道周辺 約 110ha）とする。



2. 伊吹山の概況

(1) 自然環境

地形地質

伊吹山は標高 1377mの起伏山塊で、典型的な石灰岩地帯に属し、山頂にはカレンフェルト地形（石灰岩の墓石様地形）や巨大な石灰露岩が見られる。伊吹山の西側斜面は石灰岩の断層崖で戦後本格化した石灰石の採掘等以前は、「白じゃれ」「大富抜け」等の崩壊崖が見られた。伊吹山南西斜面は傾斜が緩く、スキー場として利用されている。南斜面は急崖となっており、山脚部には扇状地を形成し、弥高、上平寺等の集落が形成されている。

伊吹山は滋賀県の最高峰であり、かつ周辺に高い山がないことから湖国のランドマークとなっており、四季を彩る美しい山容が広く両県民から愛されている（例えば、平成 19 年の長浜市（米原市に隣接）での景観づくり市民アンケートでは、長浜らしさを感じる場所、長浜市にとって重要であると感じる場所として、「伊吹山が見える風景」が全体の 50.8%（430 件）を占めている。）。また、山の品格、歴史、個性に優れているものとして、1964 年に深田久弥氏により日本百名山の一つとして選ばれている。

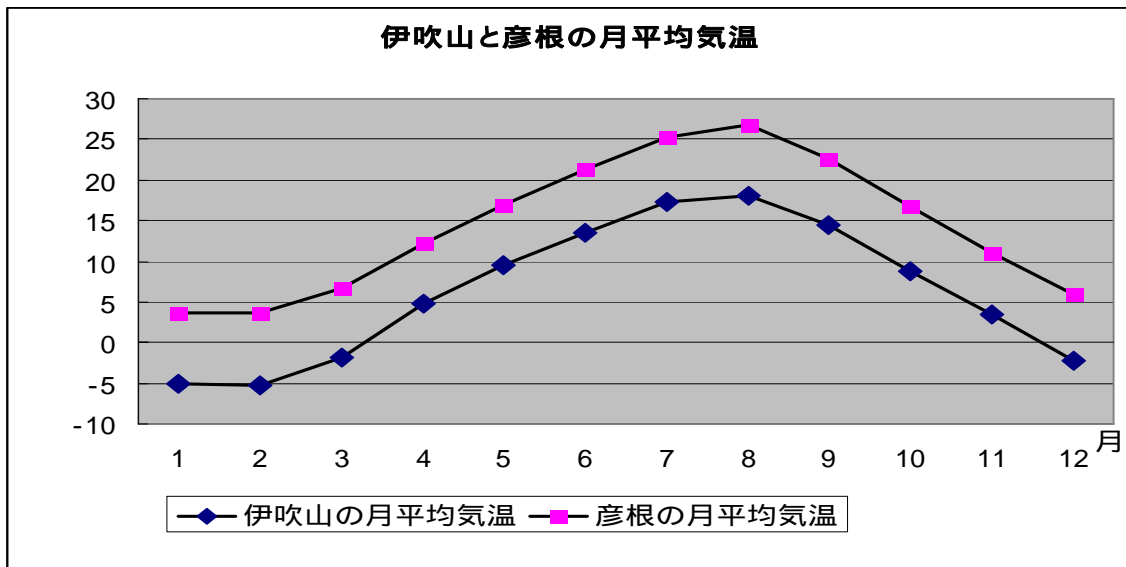


三島池からのぞむ伊吹山の風景

気象

伊吹山を南端とする美濃・越前山地稜線と中部山脈、丹波山地、鈴鹿山地に囲まれているため、特徴的な気候を示す。気温が低く降水量が多いうえ特に冬期に積雪が多い日本海気候区北陸型に属する。

伊吹山の月平均気温は 8 月で 18.1、2 月で - 5.2 である。下の図は伊吹山と彦根における月平均気温（統計期間 1971 ～ 2000 年）を比較したもので、伊吹山の気温は彦根に比べて年間を通して 7～9 低い。



冬は若狭湾からの北西風、夏は伊勢湾からの南西風の強い風が多い。風速は1～2月が最も強く約10m/s、7月が最も弱く約7m/sである。最大風速の記録としては、第2室戸台風(1961.9.16)による56.7m/sがある。他の山岳と比較して、高さの割に風が強いことが特徴である。また、伊吹山は一年を通じて霧が多く、山頂の霧日数は年間平均300.8日(1918～1988)となっている。

積雪は11月に始まり、2月が最も深くなりおよそ5mとなる。その後は減り始め、5月にはなくなる。積雪は年々の変動が大きく、倍ぐらいとなることも多い。最深積雪は1,182cm(1927.2.14)の記録があり、世界山岳観測史上1位となっている。

植物相

A. 概況

伊吹山には、滋賀県に生育する植物(シダ植物以上の高等植物)約2300種のうち約1300種の植物が生育している滋賀県随一の植物の宝庫である。

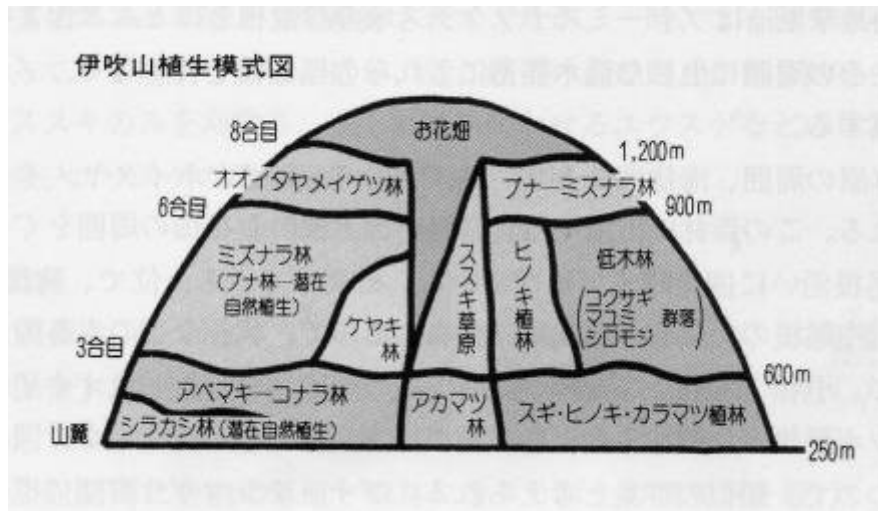
山麓の海拔300mまでに潜在自然植生としてのシラカシ林があるが、現在は面積的にはごくわずかしが残っていない。海拔300～600mには、薪炭林として利用されてきたアベマキ・コナラ林、尾根筋のアカマツ林、スギ・ヒノキ・カラマツの植林などが見られる。

海拔600～900mには、同じく薪炭林として利用されてきたミズナラ・コナラ林、ヒノキ植林地、谷筋のケヤキ林、伐採跡のコクサギ・マユミ・シロモジなどの低木群落がある。また、4合目以下の山腹～山麓にあるスキー場付近にはススキ群落が広がっているほか、花の美しいユウスゲ群落が見られる。

海拔900～1200mには、石灰岩地特有のオオイタヤマメイツ林が多く、場所によってはブナ・ミズナラ林が発達している。

海拔1200m以上は、特殊な地質・気象条件から山地草原(お花畑)ができています。ただし、山頂の山小屋や測候所付近は、観光客に踏みつけられ、平地の路傍と同じよ

うなオオバコ - スズメノカタビラ群落や裸地となっている。山頂の窪地など残雪の多いところでは、イブキザサ群落やチシマザサ群落が分布している。山頂の北西部および西側の尾根部の冬期季節風の強い風衝地で、石灰岩の露岩の多い場所では、低木を主とするイブキシモツケ群落が見られる。



B . 山地草原（お花畑）の特色

海拔 1200m以上の山頂部周辺および3合目から山頂にかけての登山道沿いの三角地帯（上記植生模式図参照）の山地草原（以下「お花畑」という。）は、メタカラコウ、オオバギボウシ、ショウジョウスゲ、サラシナショウマ、フジテンニンソウ、シモツケソウなどを優占種とし、約 300 種の温帯性および亜高山性の草本が生育している。コイブキアザミ、ミヤマコアザミ、ルリトラノオ、イブキトラノオ、クガイソウ、シュロソウ、アキノキリンソウ、リュウノウギク、イブキトリカブト、リンドウ、クサタチバナ、タムラソウ、カノコソウ、ニンソウ、ショウジョウバカマ、サンカヨウなど春から秋にかけて美しい花を咲かせる草本が多く、7月から8月が百花繚乱の最盛期である。

このお花畑の主な成因としては石灰岩地で立地が乾燥しやすいことや冬期季節風の強い風衝地という高山的な気象条件が加わること、さらに近年まで田畑の肥料や家畜の飼料として、山頂から滋賀県側山麓にかけて盛んに採草が行われたことなどが挙げられる。伊吹山のお花畑に生育する植物の特徴として、以下の6点が挙げられる。

a) 固有種（特産種）の宝庫

コイブキアザミ・イブキヒメヤマアザミ・ルリトラノオ・イブキコゴメグサ・イブキレイジンソウなど9種ほどの固有種（特産種）が見られる。これは、古い地層 古生代二畳紀 で覆われていること、乾燥しやすく森林が発達しにくい石灰岩地であること、中腹以上が冬期季節風の強い風衝地であることから、残存した種があったり、新種形成が行われたりしたためと考えられる。



コイブキアザミ

b) 北方系要素の植物の南限

北方系要素の植物とは、地質時代の氷河期に、その発生地である北極周辺から樺太または千島列島を経て日本に入り、南下してきたと考えられる植物であり、伊吹山が南限となっているものが多数ある。

伊吹山のお花畑には、イブキトラノオ・サラシナショウマ・サンカヨウ・コキンバイ・マルバダケブキ・イブキボウフウ・キバナカワラマツバ・メタカラコウ・キオン・イブキヌカボなど北方系要素の植物が生育している。特に、グンナイフウロ・ハクサンフウロ・エゾフウロ・イブキソモソモ・キンバイソウ・エゾハタザオ・イワシモツケ・ヒメイズイなどは、伊吹山が北方からの分布の西南限である。ニッコウキスゲ、サワアザミ、エゾノタチツボスミレも分布の南限に近い。



グンナイフウロ

c) 日本海要素の植物の存在

日本海要素の植物とは、日本海側の斜面で発生し、またはそこを分布の本拠とした多雪地帯の植物をいう。積雪によって冬期の寒い季節風から守られるが、樹木では低木性になったり、伏状性となるものがある。伊吹山では、イブキトリカブト・スミレサイシン・ミヤマイラクサ・ハクサンカメバヒキオコシなどが多数生育している。



イブキトリカブト

d) 石灰岩地に適応した植物の存在

典型的な石灰岩地帯であるため、このような環境を好むイチョウシダ・ヒメフウロ・イワツクバネウツギ・キバナハタザオ・ヒロハノアマナなどの植物が見られる。また、イブキスミレは石灰岩地残存植物といわれ、近畿地方では伊吹山でしか確認されておらず、「滋賀県レッドデータブック 2005 年版」(以下「滋賀県レッドデータブック」という。)において絶滅危機増大種に指定されている。



キバナハタザオ

e) 襲速紀要素の植物の存在

襲速紀(熊襲、速水瀬戸、紀伊の略語)要素の植物とは、紀伊半島の櫛田川、紀ノ川、四国の吉野川、九州の八代と臼杵を結ぶ線以南す

なわち西南日本の中央構造線以南の地域に分布の本拠を置く南方系の植物をいう。伊吹山にも、ギンバイソウ・ミカエリソウ・カキノハグサなどが、わずかであるが北上してきている。

f) 大陸系の植物の存在

前述の北方系要素の植物とあわせて、オケラ・タムラソウなど中国の東北部や朝鮮半島に分化発生の本拠をもつ温帯性の植物も見られる。また、ヒマラヤや中国大陸と共通して分布するマルバダケブキ・クガイソウなども生育している。



オケラ

これら「お花畑」群落を植物社会学的に群落区分すると、おおむね以下の9群落に分けられる。

- a . メタカラコウ群落
- b . オオバギボウシ - メタカラコウ群落
- c . オオバギボウシ群落
- d . オオバギボウシ - ショウジョウスゲ群落
- e . ショウジョウスゲ群落
- f . ショウジョウスゲ - イブキノエンドウ群落
- g . イブキノエンドウ群落
- h . フジテンニンソウ群落
- i . サラシナショウマ群落



シモツケソウ群落

その他、優占種からの区分では、アカソ群落、シモツケソウ群落、オオヨモギ群落と呼べるものもある。



メタカラコウ群落

C . お花畑以外の特殊群落

- a) オオイタヤメイゲツ - ミヤマカタバミ群集

滋賀県の石灰岩地帯に見られるオオイタヤメイゲツの優占する落葉樹林で、標高およそ 900 ~ 1,300m 間に生じ、土壌層の発達も悪いのでブナ林に替わって極相をつくっている。オオイタヤメイゲツの樹高は 8m 前後で、階層構造が発達し、温帯性の樹種や草本、日本海要素の植物、石灰岩地に多い植物、固有種、稀産種、伊吹のお花畑の構成種などの宝庫になっている。御池岳、藤原岳、霊仙山などのオオイタヤメイゲツ林の中でも最も植物の多様性に富んだ貴重な群落である。

- b) イブキシモツケ群落

伊吹山頂の平頂部の周縁の石灰岩の露岩の多い崖や急斜面で、海拔 1,000m 以上の風衝地に生ずる低木群落である。群落高は 0.9 ~ 1.8m で、植被率は 95% ~ 100%、1 調査

区当たりの出現種数は 11～28 種あった。イブキシモツケ、ミヤマイボタ、ヒメウツギ、アカソがすべての調査区に出現した。イブキシモツケとヒメウツギが他群落にほとんど見られず、この群落を区分する種であり、林床には「お花畑」の構成種や石灰岩地に多い草本が生育するのが特徴である。

動物相

伊吹山に生息する動物でよく見られるのは、哺乳類としては、ニホンジカ・ニホンカモシカ・イノシシ・テン・ニホンイタチ・アナグマ・キツネ・タヌキ・ムササビ・ノウサギツキノワグマなどが挙げられる。

鳥類としては、15 目 39 科 117 種が確認されている。高標高地では、アオバト・ジュウイチ・カッコウ・ヨタカ・オオアカゲラ・マミジロ・クロツグミ・ゴジュウカラ等のブナ林などでよくみられる種や、高地の岩場に生息するハギマシコが確認されている。山頂の笹藪などではウグイス・カヤクグリ・コマドリ等が確認されている。また、低標高地では里山でよくみられるキジ・ホトトギス・ヒヨドリ・ヤマガラ・ホオジロ等が確認されている。食物連鎖の頂点に立つイヌワシ、クマタカも少数がみられる。

両生・爬虫類としては、シマヘビ・ジムグリ・アカジムグリ・アオダイショウ・シロマダラ・ヒバカリ・ヤマカガシ・ニホンアマガエル・ニホンアカガエル・ヤマアカガエル・タゴガエル・トノサマガエル・ツチガエル・ウシガエルなどである。

昆虫類としては、チョウ目ではギフチョウ、オオムラサキ、オオミスジ、クモガタヒョウモン、ウラギンスジヒョウモン、ギンイチモンジセセリ、キバネセセリ、スジグロチャバネセセリ、ミヤマカラスシジミなどが生息し、特にオオムラサキは多産する。これら以外に採集記録のある種を合わせると「滋賀県レッドデータブック」掲載のほとんどの種が産し、この山の昆虫相の豊富さを示している。

また、伊吹山はその地理的な位置から東日本系の種と西日本系の種の分布の接点として生物地理学上特筆すべき地域で、特に、上記のオオミスジなどこの山を分布の南西限とする種が多い。キベリタテハ、エルタテハ、クジャクチョウ、シータテハ等の北方系のチョウも記録されているほか、ダイミョウセセリの関東型と関西型の分布境界域でもある。

コウチュウ目では、ムネアカヨコモンヒメハナカミキリやムネグロリンゴカミキリの分布の西限で、ヒサゴゴミムシダマシは県西部に分布する近畿個体群とは異なる東日本個体群に属している。頂上付近は、平地に産するものより大型化するヒメボタルが多産することでも知られている。なお、米原市では平成 19 年 10 月に米原市蛍保護条例を制定し、市内全域を保護区域として、蛍の保護に取り組んでいる。

ハチ目のマルハナバチ類では、全国的に減少傾向のクロマルハナバチやトラマルハナバチが健在で、2007 年確認のウスリーマルハナバチは県初記録と思われる（南尊演氏、



ヒメボタル

私信)。

コウチュウ目のイブキヤマヒサゴコメツキ(岐阜県側から1のみ)や、バツタ目のイブキヒメギス、イブキヤブキリ、チョウ目(蛾)のイブキスズメなど、伊吹山の固有種ではないが和名に「イブキ」を冠した種も多い。こうした昆虫の存在から、先人たちが伊吹山に対して憧憬の念を抱いていた歴史が窺われる。

伊吹山に特徴的な乾燥草原や石灰岩地域では、植物の固有種の生育を考えると、特に植物食のハムシやゾウムシなどのコウチュウ類で固有種が発見される可能性もある。

また、伊吹山は陸産貝類においても固有性の高いことが知られている。環境省レッドリストで絶滅危惧B類、滋賀県レッドデータブックで絶滅危惧増大種に指定されているヤコビマイマイは、伊吹山にしか生息しない固有種である。また、伊吹山地から鈴鹿山脈北部にかけての石灰岩地域に固有なミカドギセルガイ、シリボソギセルガイをはじめとする多様な陸産貝類が、特に山頂部周辺の石灰岩地には数多く生息し、しかも生息密度が比較的高い種が多い。このように、伊吹山には全国的にも固有性の高い貴重な陸産貝類群集が見られ、複数の陸産貝類の種・亜種の基準産地となっていることや、固有性が高いと思われる未記載種の存在も確認されていることから、その学術的価値は高く、滋賀県レッドデータブックで保全すべき群集・群落・個体群に選定されている。



ミカドギセルガイ

(2) 歴史・文化

原始信仰

伊吹山麓は、滋賀県でも縄文遺跡が密集する地域として知られている。その分布は、姉川上流の河岸段丘上および弥高川や政所川・藤古川が形成する扇状地にあり、後者では、伊吹山からの湧水によって今日まで人の営みが継続している。少なくとも約4,000年前の縄文中期から、伊吹山の水と恵みをよりどころに集落が形成されていた。これらの集落からは、峠道が仲介する東日本の土器や石棒が出土して、この時代から東西交流の接点であったことを物語る。石棒は広場などに立てた信仰の道具で、その出土は滋賀県では伊吹山麓に集中している。このころすでに、伊吹山に対する原始信仰が芽生えていた。ちなみに縄文人は、伊吹の山頂に最初の足跡を残している。昭和12年の5点を皮切りに、現在14点の石鏃(やじり)が山頂で採集されている。

山岳信仰

伊吹の神は、英雄ヤマトタケルを退け、死に至らしめた「荒ぶる神」として『古事記』に登場する。タケルは、熱田神宮で伊吹山の荒ぶる神の話を聞き、これを鎮めるために素手で伊吹山に向かう。山中で



ヤマトタケル像

神の化身である「白猪」と出会い、荒ぶる神の「使い」とみたタケルは挑発的な言葉を吐いたところ、怒った伊吹山の神は、氷雨を降らせてタケルを打ち惑わせる。傷ついたタケルは山を下り、山麓の清水で覚醒するものの、伊勢へ向かう途中ついに亡くなってしまふ。なお、『日本書紀』では「大蛇」が伊吹山の神の化身として描かれている。「大蛇」は水神である。水を司る動物が伊吹の神の化身であることは、この山の神が「水の神」として信仰されていたことを端的に物語っている。

このように、伊吹山は、古くから神が住まう信仰の対象となってきた。山頂一帯の地名を「蓮上」と呼ぶが、弥勒堂が中央に鎮座する伊吹山の広大な山頂は、その形態からも阿弥陀如来がおおす蓮華坐を思わせる。伊吹山麓にあり伊富岐大神を祀る伊夫岐神社（伊吹神社）は、伊吹山を遙かに拝する場であったと考えられている。また、伊吹山麓には三之宮神社があり、伊吹山の登山道は三之宮神社の境内から始まっている（なお、一之宮は伊吹山頂にある弥勒堂を、二之宮は磐座がある二合目のシャクシの森を指すとする説が有力である。）。また、平安時代の初めには、比叡・愛宕・神峯・葛木・金峯などの諸山とともに、薬師悔過の修行場として、「七高山」の一つに数えられ、山岳修験道の間として知られていた。仁明天皇の時代(833～850年)に「一精舎」が建てられ、続いて仁寿年間(851～853年)に山岳修行者の三修が入山して、国家公認とも言うべき定額寺に列せられた。この頃には、山岳寺院としての伊吹山護国寺が成立していたと思われる。これがのちに展開して、弥高寺・太平寺・観音寺・長尾寺の通称「伊吹山四ヶ寺」が成立する。なお、太平寺では、江戸時代に木彫りの仏像で有名な円空が修行し、十一面観音像を刻んでいる。



伊夫岐神社

以上、伊夫岐神社、三之宮神社およびこの両社の社務を協力して行う四ヶ寺の二社四寺によって伊吹山の山岳信仰が成り立っていた。

伊吹弥三郎

伊吹弥三郎は、山をまたぐ大男、おそろしい大盗賊、心やさしい力もちなど数種類のタイプが昔話として伝わっている。湖北一円にその伝承が残る。伊吹山中には、弥三郎泉水、風呂、洞窟などの伝承地（特異なカルスト地形）がある。弥三郎には、実在のモデルがあり、鎌倉時代に柏原の地頭の柏原弥三郎が、時の権力に従わずに討伐され、伊吹山に逃げ込み盗賊になったという。弥三郎を討ったのが佐々木頼綱で、柏原の館を与えられ、のち京極氏の本拠となる。弥三郎に限らず、伊吹山の厳しい気候と石灰岩地特有の荒々しい地形は、いつの時代も逃れくるものを受け入れている。

京極氏

京極氏は鎌倉時代の仁治2年(1241)に近江守護大名佐々木信綱の四男氏信が、近江半国（愛知、犬上、坂田、浅井、伊香、高島）を与えられて、京都の館があった京極高辻の地名から京極氏を名乗ったことに始まる。近江における本拠地を柏原館（米原市清滝）にかまえ、菩提寺清滝寺を建立、一説には、伊吹山中腹の太平寺に山城を構えたという。

近江における守護大名は、本来南近江の六角氏であるが、室町幕府成立時の京極道誉の活躍、応仁の乱における持清の活動など、本家六角氏をしのぐ勢力を持った。その後、内紛になり弱体化するが、16世紀初頭には、京極高濂が伊吹山麓上平寺に館をかまえ、以後浅井長政が戦国大名化するまで坂田郡を拠点に北近江の戦国大名として続く。ちなみに京極家は、江戸時代丸亀藩などの4大名家と二旗本本家で存続しており、鎌倉～明治維新まで続いた希有な大名家である。

山に対する民俗

山に対する民俗行事は、山で生業を営む個人が行うものから、集落などの共同体が行うもの、さらに、広域化・共同化して行うものなど多種多様ものがある。例えば、かつて山麓のほとんどの村で行われていた太鼓踊りは、干ばつに原因する雨乞いの踊りである。現在、米原市では、上野・春照・大野木のほか大原地域の6集落計9カ所で传承されている。上野での太鼓踊りは、かつて伊吹山中の寺社・洞窟などに願をかけ、山頂弥勒堂前で松明を焚きあげた。春照での太鼓踊りでは今も弥高寺の山伏が行列に参加する。大原地域の太鼓踊りは、伊夫岐神社から取水する「出雲井」を水源として共同で行われる。出雲井はさらに、長浜市北東部の郷里荘に分水され、郷里荘の村々はかつて集団で伊夫岐神社に雨乞いを掛け、現在でも秋の祭礼に参集する。太鼓踊りは、湖北全域から岐阜県揖斐郡・不破郡・大垣市まで分布し、その中心に伊吹山があることから、伊吹山の神が水神であることを民俗的に示す事例と言える。

伊吹山の文化財、史跡、伝承のリストおよびその位置図は巻末に掲載

薬草、山野草等の利用

伊吹山は、古くから薬草の山として知られ、伊吹山に生育する植物約1300種のうち約280種が薬用植物である。この地域の人々は、薬草に親しんで生活し、採取して出荷し、栽培に取り組んできた。特に、ヨモギを用いた伊吹もぐさは、大宝律令(701年)以来医薬品とされ、江戸時代末期の山麓では、農家ももぐさを取り扱い、春照の宿にはもぐさを商う店も5、6軒あったと記録されている。また、1568年、織田信長がポルトガルの宣教師に伊吹山に50町四方の土地を与えて薬草園を作らせ、ヨーロッパから約3000種の薬草を移植したという伝承もある。

(伊吹山で採れる主な薬草および効能)

- イブキトウキ
浴湯料として冷え性、腰痛によい。根を浄血、強壮薬として薬用酒にする。
- ゲンノショウコ
下痢止め。健胃整腸薬として健康茶に加える。
- サラシナショウマ
発汗、解熱、痔疾に配合。口内炎のうがい薬にもなる。
- ドクダミ
解毒、解熱、消炎薬。近年、健康茶に入れる。



伊吹百草湯

- クガイソウ

根を煎服するとリュウマチ、関節炎、痛風に効く。

山麓から山頂にかけ上野、太平寺等の滋賀県側斜面では、地元の人達による田畑の肥料や家畜の飼料のための採草が江戸時代中期から行われ、次第に盛んになった。第二次大戦中は一時途絶えていたが、戦後にまた草刈が1合目から山頂にかけて盛んに続けられた。しかし、昭和30年代に入って化学肥料が多量に出回るようになると採草は止められた。刈った草はそこで干草とし、持って上がった組み立て式の草櫛(修羅 - シュラ)や背駄(セタ・セイタ) 場所によっては大八車(地車)で運搬した。草をシュラに積んで運び下ろした引き坂道が今でも草が生えずに残っている。採草は夏の盆の頃行われ、植物の多くが秋にかけて刈られた茎の下部から枝を出して開花結実していたようである。また、刈取られずに残った個体もあった。採草によって低木の生育が抑えられ、お花畑が維持される要因の一つになったと考えられる。南東や春日村の斜面は自然草原が多く7~8月になると草花を背駄やシュラを使って運び出し、主として大垣、岐阜方面に出荷されていた。また、盆花とりといわれる花の採取のため、山麓の村々からは毎年のように山に登る人も多かった。

(3) 土地利用

鉱工業

石灰岩は日本で唯一自給できる地下資源であるが、伊吹山は品質・埋蔵量ともに優秀な石灰石鉱山であるとともに、東海・近畿・北陸を結ぶ拠点にある利点を活かして、長い年月にわたって開発が進められてきた。セメントのなかった時代において、消石灰は火山灰や粘土と混ぜて、漆喰塗りの材料として用いられたが、記録では伊吹山の石灰岩の開発は、寛文元年（1661年）までさかのぼることができる。正徳3年（1713年）の記録では、太平寺で石灰岩が採掘されている。江戸時代には肥料としても利用されている。明治以降においては、輸送力・需要の増大と相まって、大清水や藤川でも採掘されるようになった。

ここまでの採掘は比較的小規模なものであったが、戦後に入って昭和26年6月、伊吹山の南西斜面において大阪セメント(株)伊吹工場の原石山として開発着手されて以降、山容に大きな変化が生じるような規模で石灰岩の採掘が行われている。事業区域面積は1,068.97haで現在まで約120haを開発している。なお、平成15年に伊吹工場が休止してからは、滋賀鉱産(株)が主として骨材の原料としての採掘を年間約100万t行っている。また、伊吹山の南側にあたる弥高においても、昭和24年4月に近江鉱業(株)の原石山として開発工事に着手され、半世紀以上にわたり石灰岩の採掘が行われている。

農林業

伊吹地域の農業は、耕地面積310haとなっており、農業数は313戸（うち販売農家数302戸）と少なく、後継者不足で農業従事者の年齢は高くなっており、農外就労の場が比較的得やすい条件にあることから、第二種兼業農家が多い。

また、中山間地域でもあり、近年イノシシ、シカ、サルなどによる野生獣被害の増加に伴い、農家の生産意欲の減退があり、その対策が必要となっており、生産調整では、麦・大豆が本作となっているが、独自の転作作物づくりも展開しており、日本そばの発祥地という利点を活かした蕎麦作りや、そばの薬味として使われる伊吹大根の栽培、平核無柿（ひらたねなしがき）みょうがなど特産品開発に取り組み、販路拡大と農家所得の向上を図っている。

一方、林業では、伊吹地域の森林面積は、9,027ha（国有林1,906ha、民有林7,121ha）で伊吹地域の80%以上を占めている。

かつて、姉川上流地域のほとんどが農業をする傍ら、採薪や炭焼きを業としており、林産物は農産物の販売額の2倍以上という時期もあったが、現在では林家数は112戸、森林所有者は所有規模5ha未満の林家が大部分を占め、ほとんどが兼業林家である。昭和55年に長浜・坂田森林組合が設立され、現在は滋賀北部森林組合として造林、伐採、間伐等、環境保全をふまえた総合的な森林整備を進めている。

観光

昭和40年7月、山麓から山頂部までの17kmにわたり有料自動車道路の伊吹山ドライブウェイが開通した。伊吹山ドライブウェイの終点には約400台を収容できる駐車場が整備され、そこから山頂までは3つの遊歩道（西遊歩道、中央遊歩道、東遊歩道）が

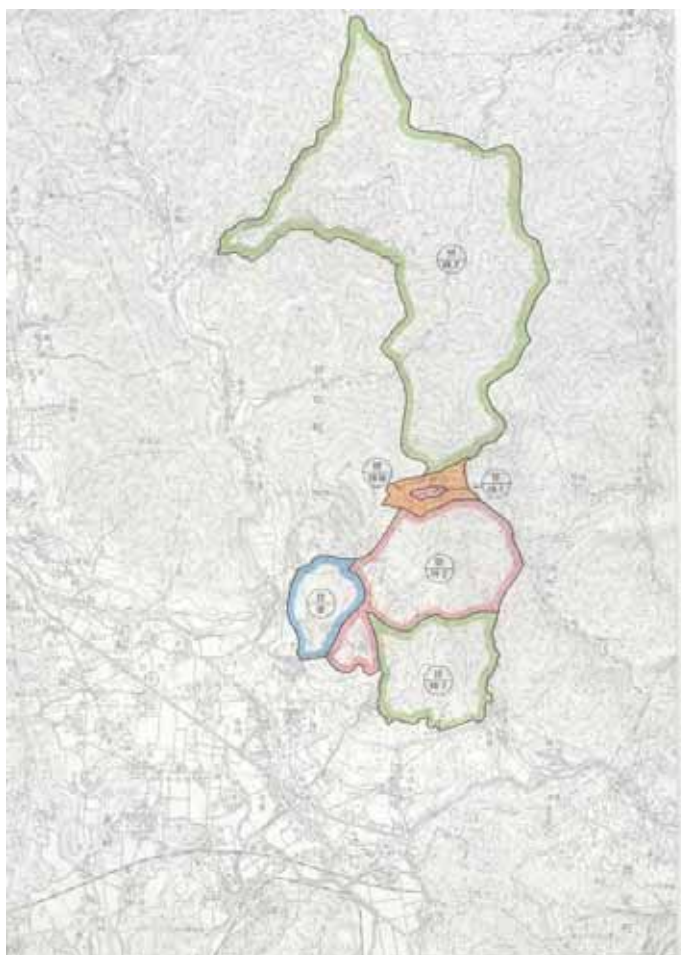
整備されている。このようにお花畑へのアクセスが極めて容易であるため、年間約 30 万人の利用がされ、観光地化している。山頂には、観光客を対象とした売店、休憩所およびトイレが整備されているほか、大正 7 年から平成 13 年まで稼働していた気象台の跡地がある。

また、山麓から山頂まで登山道伊吹山線が整備され、年間約 3 万人が登山をしている。山腹 1 合目から 5 合目にかけては、昭和 31 年に近江鉄道(株)により、伊吹山スキー場が建設され(現在は「ピステジャポン伊吹」としてピステジャポン(株)が経営)、スキー場では夏期においてもパラグライダー発着場として利用されている。

大富川砂防工事

大富川は、伊吹山の南西斜面中腹の標高 821m に発し、高低差 654m と県下でまれにみる典型的急流河川である。明治 29 年以来、度重なる洪水で荒廃し、山地の大半が禿地となり、沿岸住民の恐怖の的であった。大正 6 年に全域が砂防指定地に編入され、以後、昭和 60 年まで、地元住民を中心に延べ人数 45 万人が関わって、砂防工事を行った。

なお、この工事の進捗に伴い、洪水は抑制されるようになったが、一方で、大富川の石灰転石を利用した沿川の石灰工場が廃業に追い込まれ、昭和 19 年には流下転石もなくなり、全工場が閉鎖された。



琵琶湖国定公園（伊吹山）区域図

(4) 法規制

自然公園法等

伊吹山は、前述のとおり豊かな自然環境を恵まれ、また傑出した自然の風景地として広く人々に親しまれていることから、自然公園法に基づき環境庁により、山頂部および滋賀県側の南部斜面および北部斜面の一部が、昭和 25 年 7 月 24 日に琵琶湖国定公園の一部として指定され、昭和 37 年 11 月 9 日に公園計画が決定・告示されている。

公園計画中の保護計画においては、伊吹山の山頂部周辺が特別保護地区、山頂部およ

び南側斜面が第2種特別地域、北側斜面および弥高尾根周辺が第3種特別地域、スキー場のゴンドラがかかる部分が普通地域に指定されている。特別保護地区および特別地域内において工作物の新築、土地の形状変更等の行為をする場合には、自然公園法第13条第3項の規定に基づき知事の許可を受けなければならない。特に特別保護地区については、現状維持のための厳格な行為規制が講じられている。普通地域内での一定の行為についても、自然公園法第26条第1項の規定に基づく知事への届出が必要である。

利用計画においては、登山道である伊吹山線および伊吹山上平寺弥高線、伊吹山線索道運送施設、園地、避難小屋、公衆便所、宿舎、野営場、スキー場が計画決定されている。このうち、知事により公園事業として決定され、県が執行しているものが伊吹山線および伊吹山頂公衆便所、知事の認可を受けて米原市が執行しているものが6合目避難小屋、民間事業者が執行しているものが伊吹山線索道運送施設・伊吹山スキー場（ピステジャパン伊吹）、伊吹山宿舎（伊吹高原ホテル）である。

また、伊吹山系を主体とする岐阜・滋賀の県境沿いに北から南へ走る山脈とその東部の揖斐郡揖斐川町春日地域が、岐阜県立自然公園条例に基づき、岐阜県により昭和42年3月17日に伊吹県立自然公園に指定されている。なお、同公園は大垣市および揖斐郡池田町をまたぐ山地が飛地で公園区域となっている。

保護計画においては、全域が普通地域に指定されており、一定の行為について岐阜県立自然公園条例第19条第1項の規定に基づく知事への届出が必要である。

利用計画においては、車道である伊吹山ドライブウェイ、登山道である伊吹北尾根線、笹又登山道、園地が計画決定されている。

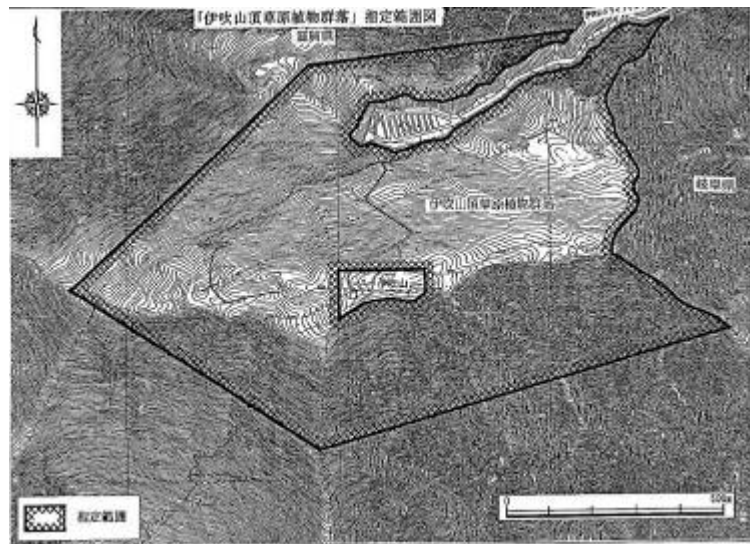
このうち、知事により公園事業として決定され、知事の認可を受けて揖斐川町が執行しているものが笹又・さざれ石公園（園地）である。



文化財保護法

前述のとおり伊吹山山頂部では日本では希少な「お花畑」が発達し、伊吹山固有植物、北方系植物等、多様な植物が群生しており、学術的な価値が極めて高い地域である。このため、文化財保護法に基づき文化庁により、山頂部について平成 15 年 7 月 25 日に天然記念物伊吹山山頂草原植物群落として指定されている。

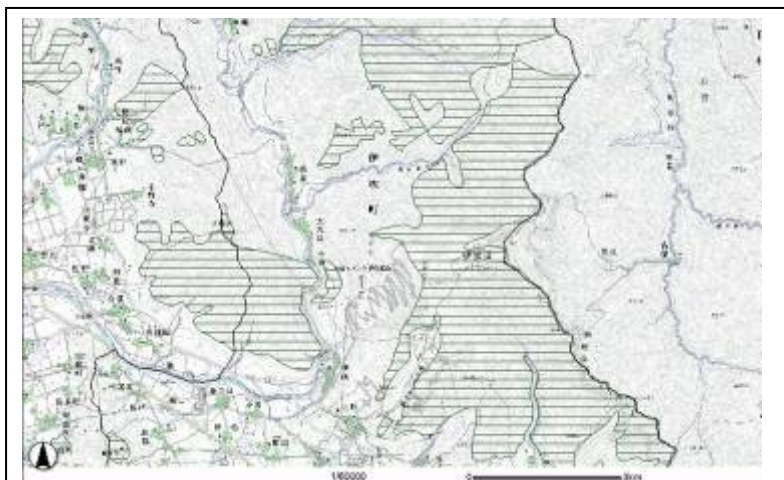
天然記念物の原状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化財保護法第 125 条第 1 項の規定に基づき、文化庁長官の許可を受けなければならない。



森林法

伊吹山の一部は、森林法に基づき農林水産省により、明治 31 年 1 月 1 日に土砂流出防備保安林が、昭和 57 年 11 月 19 日に保健保安林がそれぞれ指定されている。

地域森林計画対象森林内での行為については、森林法第 10 条の 8 の規定に基づき、1 ha 以下の立木を伐採する場合は、あらかじめ市町長に対して伐採及び伐採後の造林の届出をしなければならない。1 ha を超える場合は、知事の許可を受けなければならない。また、保安林内での行為については、森林法第 26 条の規定に基づき、保安林内でやむを得ず土地の形質の変更をする場合は、保安林解除の手続きが必要である。保安林内の土地の形質の変更行為の許可基準内の行為の場合は、森林法第 34 条第 2 項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。



鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）

前述のとおり伊吹山には鳥類およびほ乳類の重要な生息地であるため、鳥獣保護法に基づき滋賀県により、伊吹山鳥獣保護区として591haが昭和48年11月1日に指定され、うち24haが昭和59年3月31日に特別保護地区として指定されている。

鳥獣保護区内では狩猟が禁止されるほか行為規制はないが、特別保護地区内においては工作物の新築、木竹の伐採等の行為をするときは、鳥獣保護法第29条第7項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。



滋賀県鳥獣特別保護区指定図

3. 伊吹山の課題

(1) お花畑の劣化

外来植物等

平成以降、セイヨウタンポポ、ヒメジオン、ハルジオン、ブタクサなどの外来植物、オオバコ、スズメノカタビラなどの踏み跡群落の植物、ヒロハノウシノケグサ、オニウシノケグサなどの牧草類が山頂部一帯ならびに山頂遊歩道および滋賀県側登山道両脇等で人の踏みつけがある場所に侵入している。牧草については、



セイヨウタンポポの繁殖

昭和 26 年に 2 合目において県営の放牧場ができ、ホルスタイン種などの乳牛が飼われた際に外国産の牧草の種子が播かれ、繁殖力が旺盛のために登山道だけでなく、山頂にまで運ばれて現在も生育している。

現在、外来植物の山地草原(お花畑)内への侵入は全体的に見ればまだわずかであるが、固有種であるイブキタンポポ、セイタカタンポポと外来種との交雑が懸念される。また、シカ・イノシシ等の食害等により、お花畑の被害が見られるようになってきた。

植生遷移

前述のとおり江戸時代中頃から昭和 30 年代までは、山麓から山頂にかけて、地元の人々によって田畑の肥料や家畜の飼料のための採草が行われており、お花畑の維持に一役かっていたと考えられる。毎年刈取りが繰り返されると、低木の樹幹が根元で切られるので、春に多年草の根茎が芽をふく高さと同様に低木の株から芽をふく高さがほぼ同じになるため、低木の成長が抑えられる。すなわち、多年生草本群落 低木群落



アカソ群落

高木群落への植物群落の遷移が、多年生草本群落の状態で止められていたことになる。

しかし、現在では採草が行われていないため、植生の遷移が進み、1 合目から 6 合目にかけてはススキ群落の繁茂、6 合目から 7 合目にかけてはマユミ、コクサギ群落の繁茂、山頂部ではアカソ、ノリウツギ、チシマザサ等の繁茂が見られる。これにより、お花畑の面積が狭められている。



コクサギ群落

(2) 利用集中による環境への影響

お花畑周辺

伊吹山の利用者は、平成 18 年の調査では、伊吹山ドライブウェイ 325,400 人、登山（ドライブウェイ利用者を除く。）31,200 人、スキー 23,000 人、パラグライダー 2,200 人である。ドライブウェイの利用者が登山と比べて非常に大きい。月別では、8月にドライブウェイ等による山頂お花畑の観光

客で最大のピークを迎え一日の最大利用者数は 8,000 人以上となる。

このように、非常に多くの観光客が短期間にお花畑の狭い面積に集中しており、ドライブウェイ駐車場から山頂まで人の列が続き、ロープ柵から人がはみ出し、踏み荒らしてしまう事態も起きている。売店やトイレがある山頂においては、ロープ柵がないことから、人が自由に歩いているため、踏みつけにより植生が失われている部分が多い。まだ植生が残っている部分においても、前述のとおり登山靴等によって外来植物であるヒメジオンやセイヨウタンポポの種が持ち込まれ、本来の植生から置き換わりつつある。

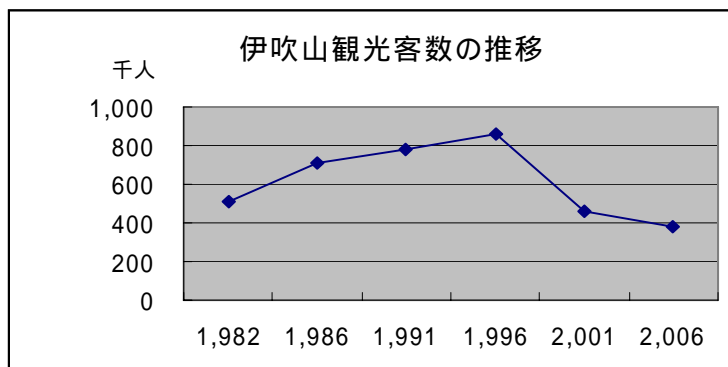
また、山頂お花畑では、写真撮影等のために意図的にロープ柵を越え、踏み荒らしをする例も見られる。さらに一部では、自然公園法では禁止されている植物の盗掘も行われている。

交通の便がよいことから、ペットを連れてくる例もあり、糞や尿を放置して、お花畑を汚染させる懸念もある。軽装で容易にお花畑を観察できることから、かえって、自然を理解し学ぼうという姿勢の利用者が少なくなっている。また、ハイヒールやサンダル履きで入り、転倒事故や怪我也起きている。

山頂でシモツケソウ、イブキジャコウソウ、ユウスゲ、ニッコウキスゲなどを移植している者があり、お花畑本来の生態系を攪乱するおそれがある。その他、タバコの吸い殻等のゴミの散乱が目立っている。

登山道周辺

主要登山道である伊吹山線（特にゴンドラ降車後の 3 合目以上）は、多くの登山者の利用により深く洗掘され、表土が流出して岩盤が露出しているところもある。岩盤が現れると洗掘は止まるが、今度は道の両脇が削り取られていき、道幅が徐々に拡がり周辺の植生が失われていく。また、歩き



登山道周辺での荒廃

にくいことから本来の登山道を使わず、ショートカットすることが跡を絶たず、そこが道になってしまい裸地化している。また、登山道周辺においても、貴重植物の盗掘、ゴミの散乱などが見られる。

一方、山頂横道、北尾根、岐阜県側などの登山道の整備のための草刈りにおいて、不注意により貴重種をも刈り取ってしまっている例がある。

ドライブウェイ、スキー場周辺

ドライブウェイを利用して北面崖において、イヌワシをカメラで撮るため列になって並ぶ人が多く、貴重植物が踏み荒らされている。また、カメラマンの餌付け行為により、イヌワシの繁殖活動に悪影響を及ぼしている可能性が高い。

スキー場においては、冬期のスキー利用のために草刈りをを行っているが、方法が適切でないため、貴重植物も刈り取ってしまうことがある。また、ゲレンデの維持のため外来植物である牧草の種子を播種しており、牧草が周辺に拡大している。さらに、スキー場イベント開催時には利用者が集中し、トイレの容量オーバーおよび野糞の散乱が問題となっており、周辺環境の富栄養化が進み植物等への影響が大きい。

(3) 採掘による景観への影響

前述のとおり、昭和26年から伊吹山の南西側斜面において、セメント工場のための石灰石の採掘が行われている。長年の採掘により伊吹山の景観は大きく変貌し、優れた自然景観が損なわれてきた。



採掘事業開始以前の伊吹山の写真



現在の伊吹山

(4) 歴史文化遺産の埋没

前述のとおり、伊吹山は古来より信仰の山として知られているが、その史跡については、一般にほとんど知られていないのが現状である。また、埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の範囲・内容が把握できておらず、各史跡の間を結ぶネットワークができていないことも課題である。

(5) 地域社会との関係の希薄化

前述のとおり伊吹山は、肥料や飼料になる草や薬草の採取や林業活動の場として地域の人々に活用され、親しまれてきたが、これらの活動が廃れてきたこと等により、地域

住民と伊吹山との関係が希薄化している。これにより、地域住民が伊吹山に触れる機会が減り、環境保全活動に地域住民が参加することが少なくなっている。

また、伊吹山の自然や文化を紹介する伊吹山文化資料館や伊吹薬草の里文化センター、蕎麦など地元の食材を提供する道の駅「旬彩の森」などが近くに存在するが、伊吹山を総合的に紹介する場となっていない。

4. これまでの環境保全活動の成果

(1) 伊吹山を守る会の取組

伊吹山を守る会の概要

昭和40年7月に伊吹山ドライブウェイが開通したことから、手軽に上れる山として登山客の急増とマナーの低下を招き、伊吹山の植物の踏み荒しやごみのポイ捨て等が多くなってきた。このため、昭和47年に「伊吹山を守ろう」キャンペーンが中日新聞紙上に取り上げられ、4ヶ月余りの間に35回におよび、様々な角度から伊吹山の現状が報道された。このキャンペーンは大きな反響を呼び、各方面からの賛意協力の連絡が相次ぐことになった。このキャンペーンに当時の伊吹町長は深い理解を示し、昭和47年2月11日に、官民一体となって「伊吹山を守る会」を発足させた。現在、米原市など17の団体が会員となっている。また、その活動には地元自治会、企業のほか、市外の団体もボランティアに参加をしている。

守る会では、村瀬忠義氏の協力も得て、昭和48～52年にかけて「伊吹山学術調査団」を結成して植生調査を実施したほか、山頂遊歩道や登山道の美化活動や利用者への普及啓発活動を行ってきたが、特に以下に述べるような植生遷移の問題に重点的に取り組んできている。

山頂部における植生遷移対策

昭和57年からは、植生遷移によるお花畑の縮小に対応するため、山頂東側遊歩道入口付近と中央遊歩道付近および西遊歩道沿い上下斜面などのチシマザサ群落やオオイタヤメイゲツ低木群落の伐採を行ってきた。これは現在も活動が続けられている。

これらの取組の結果、お花畑に面積を広げていたチシマザサ群落は山頂東側斜面を除いて根絶することができた。西遊歩道沿いでは上下斜面の遊歩道ぎわまで迫っていたオオイタヤメイゲツ低木群落とチシマザサ群落を伐採して草本群落に戻すことができた。一方で、この低木群落の構成種であったノリウツギ、マユミ、コバマユミなどは切株からの萌芽枝が旺盛に伸び出したので、再度刈り取りを行った。

しかし近年になると、草本であるアカソの群落がお花畑の中に急速に面積を増してきている。そこで、西遊歩道の下斜面のアカソ群落を秋に草刈機を使ってできるだけ根元で刈り取った。アカソの刈り取り後にできた裸地には山頂の近くのお花畑から採種してきた種子を散布した。結果はシモツケソウ、メタカラコウ、ルリトラノオ、トモエソウ、クガイソウ、ヤマガラシ、キバナハタザオ、サラシナショウマなどが多種開花結実した。アカソの株は容易に完全除去できないが、アカソの株が余り目に付かない程度にまでは抑えている。

登山道沿いにおける植生遷移対策

昭和30年代頃までは、まだ山頂から3合目の草地まで美しい花の咲くお花畑が見られたが、その後ススキ群落の繁茂が



コクサギ群落の刈り取り作業

著しくなり、その一部はその後コクサギを主とする低木群落（低木林）に遷移していった。コクサギ低木群落の下は、夏場コクサギの葉がよく茂ると林床は極端な日光不足となるため、草本が生育にくく、お花畑が消滅することになる。

このため、守る会では、平成 10 年の秋、登山道沿いの約 2 ha の場所において、コクサギ、ススキ、イタドリなどを刈り取った。しかし、コクサギの切株からは萌芽枝の生長が著しく、次年度も再度コクサギの萌芽枝を刈り取った。現在ではコクサギの萌芽枝は丈が低くなり、草本との競合に負ける程度まで衰退している。

次に、平成 12 年の 11 月、その両側にある繁茂したコクサギ群落をお花畑に復元することを試みた。一斉刈りして裸地から肥えた土壌が雨水で流出しないよう、5 m 間隔で虎刈り状にコクサギなどの低木を伐採した。これによりできた裸地では、翌年からアカソ、オオヨモギ、シシウド、イブキアザミ、キバナハタザオ、アキノキリンソウなどの草本が復活・繁茂し、裸地はほとんど残らなかった。平成 14・15 年には、虎刈り状に残ったコクサギ群落の列を一系列きに伐採したが、他の動物の生息に必要な樹木については、点々と切り残した。守る会では、現在（平成 19 年）5 合目から 6 合目にかけての登山道沿いでススキの刈り取りを行っている。

（２）伊吹山もりびとの会の取組

滋賀県内各地で自然観察会を開催していた滋賀自然観察指導者連絡会（現在の滋賀環境保全・学習ネットワーク）のメンバーが、伊吹山に訪れる多くの人に山頂のお花畑の魅力と保護の必要性を知っていただくために、平成元年の夏から山頂でお花畑の観察会（ボランティアガイド）を行うようになった。これらは「伊吹山自然観察会グループ」として活動を続け、平成 18 年には岐阜県や愛知県、遠くは兵庫県など県外からの会員も多数加わり、翌 19 年に「伊吹山もりびとの会」として独立の組織となった。当会では、ボランティアガイドのほか、春から秋にかけて清掃活動、除草作業、遊歩道と登山道脇のロープや杭の補修などに活動を広げ、多角的に山頂でのお花畑の環境保全に取り組んでいる。



セイヨウタンポポの除去作業の写真

平成 18 年には、地元米原市在住の人を含む 29 名のサポーターを募集し、事前の講座を開催した上で、指導しながらアカソ、ヨモギ、イタドリ等の植生遷移を起こしている植物を刈り取った。この作業は翌年の秋にも実施し、その結果シモツケソウ、イブキトリカブト、メタカラコウ等の生育が促進されている。

平成 19 年の 6 月には、山頂部に定着した外来種であるセイヨウタンポポについて、73 名で除草作業を行った。

（３）伊吹山ネイチャーネットワークの取組

滋賀自然観察指導者連絡会（現在の滋賀環境保全・学習ネットワーク）の会員数名が、

夏の休日を中心に伊吹山頂でお花畑ボランティアガイドを開始し、平成14年に会員13名で「伊吹山自然観察会」として活動を続け、平成20年に「伊吹山ネイチャーネットワーク」として独立した。当会では、伊吹山の自然環境の保全と地域資源を活かしたまちづくり活動に取り組む市民グループのネットワークを築き、地域住民と伊吹山の自然との良好な環境を創出し未来に引き継ぐことを目的としている。そして、この目的を達成するために「やまんどプロジェクト」として「自然再生&保全事業」「山の語り部事業」「地域資源の活用事業」の3つの事業に取り組んでいる。

「自然再生&保全事業」では、伊吹山ドライブウェイ沿道、登山道脇一帯に侵入している外来植物の除去作業や分布状況の調査を行った。

「山の語り部事業」では、伊吹山の自然や歴史を普及するとともに、環境教育の一環として平成20年は、県内外の小中学校等10団体を対象に学習プログラムを組み自然観察会の他、旅行代理店等からの依頼で、28団体を対象としてエコツーリズムに対応したガイドを行った。さらに、平成元年から続けている8/1～10までの連続10日間の山頂自然観察会



伊吹山中学校で山の自然を語る会員

は、平成20年は延べ約3,800人の参加者があり好評であった。なお、こうした要望については増加していることから、当会では、「山の語り部」としての人材を育成するための、会員向け研修会を毎月開催している。

「地域資源の活用事業」については、山頂山小屋を利用した資料館の開設に向けて、現在準備中である。

(4) スキー場周辺における取組

スキー場の3合目付近においては、昭和40年代までは主にススキ草原として維持されてきたが、近江鉄道(株)によりユウスゲ等を残しススキ・ササ・ヨモギなどの刈り取りが継続されてきたことで、ユウスゲの群生開花する草地となった。現在、スキー場を運営するピステジャポン(株)によってユウスゲ群落の再生および保護エリアを設定した貴重種保護事業が実施されている。



再生されたユウスゲ群落

(5) 石灰岩採掘跡地における取組

伊吹山の自然環境への関心が高まり、鉱山の環境対策に対する要請が強まったことから、昭和47年に事業者である大阪セメント(株)と滋賀県との間で自然環境保全協定を締結し、同社(現在は同社の子会社である滋賀鉱産(株))が採掘跡地の緑化を進めている。昭和48年～53年には、原生植物移植工法と自生植物種子の手播き工法を組み合わせた伊

吹方式を確立し、標高 900m 付近の採掘跡地を緑化した。また、昭和 54 年～平成 9 年には、上記の工法に雪崩防止柵の設置も併せた方式で、標高 1,100m 以上の上部採掘跡地を緑化した。これらの取組により、平成 10 年時点で 466 千 m^2 の緑化面積に達し、いずれも草本は定着し、木本の活着も将来的には期待できるが（上部採掘跡地で植被率が 48%～91%、うち木本率が 8～19%）復元には長期間を要するものと考えられる。



平成 11 年以降は、上部採掘地について採掘の進捗を追うように緑化を進めている。

石灰岩採掘跡地の緑化

また、標高 700m 付近の下部採掘地についても張り芝工法による緑化を進めている。しかし、標高 900m 付近には雨水等により完全に植生が流亡しており岩盤が露出している部分が残っている。また、標高 620m 以下のガレ場については、県と事業者が連携してツタ・クズによる緑化実験を行ったが、うまく活着せず、現在手つかずの状態である。このため、近年は緑化の速度は落ちてきており、平成 19 年時点では総緑化面積は約 498 千 m^2 となっている

5 . 自然再生の目標

伊吹山は、古代より信仰の対象として崇められ、江戸時代の昔より、草刈がされ地域の人々の生活を支えてきた。こうした人と自然とが共生する中で維持されてきた優れた自然環境・自然景観を後世に伝えていくために保全、再生し、持続的に活用することを目標とする。中でも特に重点を置くものは以下の三点である。

(1) お花畑の維持・復元等

劣化が進むお花畑について、文献で確認できる昭和 40 年代の状況を目安として適正な植生群落の規模を設定した上で、保護のために必要な設備を整備しつつ適正な利用のルールを定めて現状の維持に努めるとともに、近年顕著に植生が劣化した地区についてはその復元を図る。

(2) 優れた景観の維持・創出

伊吹山の優れた自然景観を維持するため、自然公園法、文化財保護法、森林法などに基づく開発規制を徹底するとともに、開発がされている採掘場などについては、県民に親しまれる自然的な景観を確保するため、既存の森林の保全、採掘跡地の緑化などに努め、将来的には森林や草原で覆われた山容を創出する。

また、利用者の多い場所での施設・設備の形態・色彩について、自然公園法に基づき周辺景観との調和を図るよう努める。

(3) 地域ぐるみで伊吹山エコツーリズムの確立

伊吹山の利用者が伊吹山自然再生事業の過程に触れ、関与することによって、自然環境の価値を学び、体験できようにする。さらに、伊吹山が、他地域からの利用者のみならず、地域住民にとっても親しまれ、豊かで潤いのある地域の生活・文化の向上、地域農林業の活性化に資するものとなるよう、伊吹山の歴史文化、人材、地域資源などの再発見を行い、周辺の施設も活用しつつ、来山者との交流などを含めた環境に配慮した体験型の観光（エコツーリズム）の確立等をめざす。

6. 目標達成のための取組方針

自然再生の目標を達成するために、9.に示す自然再生協議会の構成と役割分担に基づき、伊吹山自然再生協議会の構成員が展開すべき取組の方針は以下のとおりである。

(1) お花畑の維持・復元等

基本的考え方

お花畑の復元を目指すに当たっては、地域の自然環境に関し専門知識を有する者の協力を得つつ、自然環境の特性や生態系の現状、自然環境が損なわれた原因などを事前に科学的に調査し、事業の必要性和適切な手法を十分に検討した上で、自然再生事業を実施する。また、事業を実施するに当たっては、自然が本来持つ復元力を活かすこととし、工事等を行うことは必要最小限のものとする。

自然再生事業は、複雑で絶えず変化する生態系を対象としたものであることから、事業はまずは小規模なもので試行し、事業着手後も自然環境の再生状況をモニタリングして事業の達成度を客観的に評価し、これを当該事業にフィードバックさせる順応的な方法により実施する。

外来植物・植生遷移等

外来植物については、人の踏み跡から侵入し拡大することから、「外来植物の生育適地を減らす」ことに主眼を置き対策を進める。具体的には、別途作成する自然再生事業実施計画（以下「実施計画」という。）の中で、人が立ち入ることを抑制する区域を設定し、外来植物対策の効果について試験を行う。また、遊歩道等において、踏み荒らしを防止等するための進入防止柵等を設置する。

なお、外来植物の抜き取りなどの除去については、今後、調査や試験等により対象外来種の特性や他の在来種との競合関係等を見定め、ルールや計画を策定した上で行うものとする。

植生遷移については、平成20年度に実施する動植物調査と昭和40年代の文献データとを比較して適切な群落規模を設定し、実施計画の中で、お花畑への負荷が少なくかつ効果的・効率的な除草・伐採の方法、範囲および時期ならびに希少種保護のための注意事項等を定めた上で除草・伐採する。

これらの事業の効果を客観的に評価するため、実施計画に基づき、お花畑の再生状況をモニタリングし、適切な評価手法を定める。

なお、近年、シカの食害やイノシシによる踏み荒らしが見られ始めたことから、お花畑への影響についてもモニタリングする。

事業を実施するに当たっては、事前に技術講習会を開催し、外来植物の除去や植生遷移対策に関し専門知識を有する者から技術的な助言・指導を受けるものとする。

ドライブウェイ沿道に伊吹山にはない園芸種が植栽され繁茂しており、その種子が山中へ広く飛散し、自然植生を損なうおそれがあるため、当該園芸種を除去する。

スキー場においては、ゲレンデの維持のために牧草の種子を播種することによって登山道や山頂で牧草が生育しており問題となっているため、種子が拡散しないよう牧草の

刈取り時期を工夫する。

パラグライダーの発着場やスキー場ゲレンデとして利用されている1合目から4合目のススキや牧草の広大な草地にも、草地性の貴重な植物種が生育している。このため、今後より多様性の高い草地環境が広範囲に維持されるよう、スキー場等管理の視点だけでなく、重要種保全の視点で刈り取りの時期や方法を考慮した草地管理を実施する。

山頂山小屋周辺では、土地の形状を変更して花壇を作り、植物を移植し一ヶ所で鑑賞できるようにしているが、植生の偏りが見られ不自然であるので、本来の自然植生の姿に復元する。

利用ルールの設定・監視パトロール

前述の外来植物の侵入を防止するとともに、遊歩道や登山道から外れてお花畑を踏み荒らす行為を抑制するため、利用可能区域と侵入防止区域を明確にする。そのほか、植物の採掘、ゴミの投げ捨て、ペットの糞の放置、外来植物の植栽などお花畑周辺において禁止または抑制すべき事項をとりまとめ、伊吹山ローカルルールとして利用者・施設管理者への普及啓発を図る。さらに、これらの監視・指導を行うため、定期的にパトロールを実施する。

利用集中による遊歩道の破損が懸念されるため、伊吹山ドライブウェイの協力を得て、許容可能な利用者数の上限を設定する等の対策を検討する。また、ドライブウェイ沿いも含め、イヌワシの観察に当たって植物の踏み荒らしや餌付けをしないようなルールを設定し、監視・指導を行う。

保護のための設備の整備

前述の侵入防止区域への立ち入りを制限するため、人の進入防止柵や伊吹山ローカルルールの普及啓発のための看板を設置する。これらの設備の整備に当たっては、「実施計画」において、破損した看板等の施設については撤去または補修等を行い、その素材や色彩などが周囲の景観と調和するよう留意する。

保全活動団体の組織・人材の育成

伊吹山の保全活動団体がより的確な保全活動や自然学習活動を展開できるよう、外来植物等の除草・伐採等の技術や、自然解説のための知識や方法についての研修会を実施する。また、保全活動団体が継続的かつ効率的に運営できるよう、必要な人材の育成、組織経営の強化を図るための研修会を実施する。また、保全活動団体の事業に地域住民をはじめ県内外のボランティアが数多く参加できるよう体制を整備する。

事業者との連携

スキー場の最上部である3合目において、ピステジャポン(株)によって、ユウスゲ群落の再生および保護エリアを設定して貴重種保護事業を実施している。かつて3合目から4合目においてもお花畑であったことから、今回の自然再生事業の対象である5合目から山頂にかけてのお花畑再生事業とピステジャポン(株)による3合目から4合目のお花畑

再生事業が連携して、連続した自然再生に取り組む。自然再生事業は、事業者にとってもスキーのオフシーズンである春から秋にかけての観光客を誘致し、ゴンドラ利用につながるメリットがあり、今後の観光や自然環境学習等の拠点となると考えられる。また、こうした事業の一環として刈り取ったススキは、資源として有効活用することも考えられる。

受益者負担制度の導入

利用者にとってお花畑を見ることは「自然の物であり、無料である」との意識があるが、お花畑の保護のためには、低木等の伐採・外来植物等の除草やトイレ、防護柵をはじめとした施設の維持費が必要である。一方で、保全活動に必要な財源として永続的に公的資金に頼ることは困難なことから、保全活動団体が自立し、経済的に持続可能であることが必要である。また、利用者がお花畑の有する自然的価値や自らが環境に負荷をかけていることを意識するとともに、お花畑を子や孫にも残して見せられるよう自らが保全活動に関与する意欲を高めていくことが望まれる。このため、利用者から保全活動に必要な費用の一部を拠出していただき、それを保全活動に充てる受益者負担制度の導入を検討する。検討に当たっては、伊吹山ドライブウェイの協力を得て、通行料料金所や山頂駐車場を活用することを検討するとともに、税金のように強制的に徴収する印象を利用者に与えないよう、拠出者に対して自然に関わるグッズや記念品等を提供する形も含めて検討する。

(2) 景観の維持・創出

採掘場の緑化等

既に緑化済みの部分については、植生変化をフォローアップしつつ、木本の育成に努める。緑化が未着手の部分については、緑化が可能な部分については速やかに着手するとともに、緑化が困難な部分については引き続き有効な緑化手法の調査検討を行う。

また、緑化に加え、採掘跡地の形態が周囲の自然環境と調和したものとなるよう検討するとともに、既存の森林の伐採を必要最小限とする採掘方法など、伊吹山の自然景観および生息・生育する動植物に及ぼす影響を必要最小限のものとする採掘方法を検討する。

スキー場

雪不足の影響もあり使用されていないリフト等が目立ち、老朽化して景観を阻害するおそれがあるため、景観に配慮した形で撤去または色彩の変更を検討する。

また、イベント開催時における野糞の散乱を防止するため、仮設トイレの設置等を行い、環境への負荷が少ない事業へ転換を行う。

ドライブウェイ

山頂駐車場は、重要な利用拠点であるため、建築物の形態や色彩は周辺景観と調和したものとすることが求められる。今後、屋根や壁の塗り直しをする際には、景観に配慮した色に順次切り替えていく。

山頂山小屋

山頂にある山小屋は、利用者にとって自然とのふれあいのための拠点となる重要な施設である。このため、建築物の形態や色彩は周辺景観と調和したものとすることが求められる。今後、屋根や壁の塗り直しをする際には、景観に配慮した色に順次切り替えていく。

(3) 歴史文化の再発見

山と関わりながら縄文から連綿と続く山麓の暮らし、山への原始信仰が仏教と結びついて生まれた山岳仏教、東西文化を結びつけた山中の峠道、山麓を駆け抜けた武将たちなど様々な歴史文化の事象について、文献調査、聞き取り調査、現地踏査などを行い、山中に点在する遺跡や古道などの歴史遺産を確認するとともに、伝承や民俗などの文化資源の掘り起こしと記録化を図る。調査により把握された文化遺産について、お花畑の観察と組み合わせた新たな探訪ルートを設定し、伊吹山を舞台とした生活文化の体験学習の素材として活用するなど、地域固有の資産としての定着化を図り、「歴史の山」としての伊吹山をクローズアップしていく。また、これら歴史遺産の活用の拠点施設として伊吹山文化資料館を位置づけ、この構成員との協働により、幅広い取り組みを展開するほか、学校における伊吹山学習を支援する。

さらに、伊吹山麓にある名水百選に選定された大清水の泉神社の湧水に代表されるように、豊かに水が湧き出ており、地域の住民の生活や信仰の対象となっている。これらの湧水を伊吹山の恵みと位置づけ、観光や環境学習の資源として活用する。

(4) 地域ぐるみでエコツーリズムの確立

伊吹山の豊かな自然環境や歴史文化遺産を再発見し、地域住民や地元の環境保全団体と利用者が幅広く交流し、自然環境の保全に配慮しつつ伊吹山とふれあい、その価値について理解できるようなエコツーリズムを確立する。

このため、伊吹山に関する深い知識と経験を有する山麓集落の住民の参画を得たり、山頂部お花畑に対する専門的な知識を有したガイドを育成し、利用者に伊吹山の文化や自然を解説のできる「語り部」として参画を得る。また、自然環境や歴史文化資源を総合的にリンクさせ、人の暮らしと山の自然とが共生した伊吹山文化を享受できる学習プログラムを開発し提供する。エコツーリズムの拠点としては、前述の伊吹山文化資料館や、伊吹薬草の里文化センターなど既存の公的施設を活用する。

また、前述のように、事業者やNPOの協力も得つつ、3合目以上の南斜面のお花畑や自然植生の復元を図るとともに、古くからのルートを調査した上で、登山道の維持・修繕を行い、登山者および観光客が利用できる文化的なエコツアールートを整備する。エコツアーには、地域住民も参加した保全活動や農林業体験を組み込み、地域住民が伊吹山の価値を再認識できるようにする。さらに、伊吹山を守り育てるという意識を醸成し、保全活動や農林業の振興に資するものとする。

また、こども向けの学習プログラムも整備し、地元米原市の児童・生徒の学習の場と

して活用し、「ふるさとの伊吹山」を誇れ、他地域の人々に伝えられるようにする。

観光業者や観光客に対しては、伊吹山やお花畑の成り立ち、動植物の名称・生態や生息・生育地、自然保護のための課題や自然再生事業の取組内容、知られていない重要な歴史遺産、地域の生活文化、地域住民との交流等を含む学習プログラムを提供して、単なるマストゥーリズムによる行楽ではなく、自然環境と地域社会を理解し学ぶ機会となるようにする。

(5) 伊吹山ブランドの地産物の発信

伊吹山は日本のそばの発祥地とされている。8合目付近には江戸時代既に山畑の分布が記録されており、太平寺では耕地の約半分がそば畑であったと言われている。また、伊吹大根はねずみ大根、けっからし大根などの名で知られ、そばの薬味としても用いられていた。手掛岩を挟んで左右両側で蕎麦畑と大根畑があったとの記録があり、調査した上でその復活を検討する。また、山野草や地域材を用いた特産品の普及・開発に取り組む。

これら伊吹山の自然の恵みとも言える地産物について、道の駅等を拠点として「伊吹山ブランド」として発信し、エコツアー等において道の駅を組み込みながら観光客に提供して、地域経済の振興につなげる。

7. 広域的な取組

伊吹山は、滋賀県と岐阜県にまたがっており、滋賀県側は琵琶湖国定公園に、岐阜県側は伊吹県立自然公園に指定され、各々で保護管理を推進している。しかし、伊吹山の自然環境は一体であり、その利用者も滋賀県側の登山道と岐阜県側のドライブウェイを主なアクセスルートとしているなど、両県が連携して総合的な施策を推進していくことが重要である。

8. その他自然再生の推進に必要な事項

(1) 環境の調査・評価・情報管理

伊吹山の自然環境の実態については依然として不明な点が多いため、昭和40年代等の文献調査、地域住民からの聞き取り調査等を行うとともに、現地調査を実施し、自然環境の変遷や今後の保全・再生方策の検討に活かすこととする。また、自然再生事業に関しては、自然環境の特性や生態系の現状、自然環境が損なわれた原因などを事前に調査して、再生後の目標を設定する。事業は、最初は小規模なものを試験的に実施し、自然環境の再生状況をモニタリングして事業の達成度を客観的に評価し、適切な再生手法を決定する。これを当該事業にフィードバックさせ、順応的な方法により実施する。

また、情報は一元的に管理し、関係者が共有するとともに、希少な動植物の生息・生育分布域等については、詳細を非公開にするなど、情報を慎重に取り扱う。

さらに、伊吹山の自然にとって重要な課題があれば、柔軟にその対応を検討するものとする。

(2) 情報の発信

ホームページを通じて再生の取組の内容や考え方について情報発信し、関係者が情報を共有するとともに、メール等により広く意見を受け付け、事業の透明性を確保する。

また、伊吹山周辺地域において住民参加のワークショップを開催し、地域の多様な意見を取り入れる。

9. 自然再生協議会の構成と役割分担

(1) 構成

伊吹山自然再生協議会は、伊吹山に関わる保全活動団体、自然環境に関し専門的知識を有する者、地域住民、関係企業、関係行政機関および関係地方公共団体、公募した県民など多様な関係者により構成され、この全体構想の作成その他の伊吹山の自然再生に向けた協議を行うとともに、その構成員は、全体構想の実現のために自主的、積極的に実施する役割を担う。また、今後は現在の構成員に加えて、市民や自治会、学校等の新たな参加者を募る。(設置要綱および構成員名簿は別紙のとおり)。

(2) 役割分担

滋賀県

- ・全体構想の進捗管理
- ・県ホームページ等による利用ルールの周知、県が委嘱した自然保護監視員による監視パトロール
- ・進入防止柵等の保護のための設備の設置
- ・保全活動団体への専門家の派遣
- ・受益者負担制度等の検討・企画・立案
- ・学校教育における伊吹山学習支援
- ・伊吹山の自然環境調査、自然再生事業のための事前・事後調査、評価、情報管理
- ・伊吹山に係る情報の発信

米原市

- ・滋賀県と協力して、全体構想の進捗管理
- ・伊吹山を守る会の支援
- ・山頂お花畑および登山道周辺での外来植物の除去
- ・山頂お花畑および登山道周辺ならびに北尾根の遷移植物の除去
- ・利用ルールの周知、監視パトロール
- ・進入防止柵等の保護のための設備の維持管理
- ・受益者負担制度等の検討・企画・立案
- ・地域の歴史文化遺産の調査、学校教育における伊吹山学習支援
- ・エコツアーに係わる事業者、地域住民、NPO、専門家、土地の所有者、その他エコツアーリズムに関連する活動に参加する人、関係行政機関と連携して伊吹山におけるエコツアーリズムの推進
- ・伊吹山地域の農林業振興
- ・伊吹山ブランドの地産物の発信
- ・住民参加のワークショップの開催
- ・伊吹山に係る情報の発信

伊吹山を守る会

- ・山頂お花畑および登山道周辺での外来植物の除去、清掃活動

- ・ 山頂お花畑および5合目以上の登山道周辺ならびに北尾根の遷移植物の除去
- ・ 進入防止柵等の保護のための設備の維持管理
- ・ 利用ルールの周知、監視パトロール
- ・ 伊吹山に係る情報の発信
伊吹山もりびとの会、伊吹山ネイチャーネットワーク
- ・ 登山道・山頂部の山小屋・測候所周辺での外来植物の除去への協力
- ・ 登山道周辺における遷移植物の除去への協力
- ・ 利用ルールの周知、監視パトロール
- ・ 自然解説活動を通じたエコツーリズムの推進
- ・ 伊吹山に係る情報の発信
山頂山小屋組合
- ・ 伊吹山を守る会の活動に参加
- ・ 山小屋の色彩等の景観配慮
- ・ 山小屋でのお花畑に係る情報の発信
日本自動車道(株)
- ・ 山頂駐車場およびドライブウェイ沿いの外来植物の除去
- ・ 山頂駐車場周辺での利用ルールの周知、監視パトロール
- ・ 受益者負担制度等の検討・試験的实施への協力
- ・ 山頂駐車場における建築物の景観配慮
- ・ 米原市に協力して、エコツーリズムの推進
- ・ ドライブウェイ周辺でのお花畑に係る情報の発信
ピステジャポン(株)、ブルースカイ伊吹山パークライダー、森委員
- ・ 伊吹山を守る会の活動に参加
- ・ 1合目から4合目までのスキー場周辺の外来植物および遷移植物の除去
- ・ スキー場周辺での利用ルールの周知、監視パトロール
- ・ スキー場での景観の維持・復元
- ・ 米原市に協力して、エコツーリズムの推進
- ・ スキー場周辺での伊吹山に係る情報の発信
上野区住民
- ・ 伊吹山を守る会の活動に参加
- ・ 山麓から1合目までの外来植物の除去
- ・ 米原市に協力して、エコツーリズムの推進
- ・ 伊吹山に関する市民の意識啓発
滋賀鋳産(株)・近江鋳業(株)
- ・ 採掘跡地の緑化・森林創出、形状の自然景観配慮
- ・ 景観、野生生物への影響を必要最小限とする採掘方法の採用
長浜市
- ・ 米原市と連携して、エコツーリズム等の推進
岐阜県、揖斐川町、関ヶ原町
- ・ 滋賀県側の取組と連携して、全体構想の目標実現のための取組を推進

国（環境省・文化庁）

- ・指導、助言および自然再生事業への支援
- 学識経験者
- ・自然再生事業について、科学的見地からの指導・助言
 - ・保全活動団体の組織・人材の育成への協力
 - ・保全団体等への技術指導
- 公募委員
- ・伊吹山に関する市民の意識啓発
 - ・伊吹山を守る会の活動に参加

【引用・参考文献】

- ・「伊吹山の薬用植物」S46.3.30 滋賀県
- ・「伊吹山の生物相とその保全 - 伊吹山総合学術報告書 - 」S55.8.10 伊吹山を守る会
- ・「伊吹町史」H6.1.30 伊吹町
- ・「伊吹山の気象」H14.3 彦根地方気象台
- ・「伊吹町エコミュージアム構想 生態系調査報告 2002 年度」 H15.1 伊吹町
- ・「伊吹山のお花畑保全事業の歩み 2006 年」H19.3 伊吹山を守る会
- ・「伊吹山自然観察ガイド」H.19.6 村瀬忠義、須藤一成、草川啓三

【写真協力】

村瀬忠義、伊吹山を守る会、国際航業（株）、長山伸作、栗木洋明、ヒメボタル調査隊、彦根地方気象台、滋賀鉱産（株）

【参考 伊吹山の主な史跡】

〔山頂とその一帯〕

- A . 弥勒堂 伊吹山修験道の中心的な施設であり、18 世紀前半の絵図にもここを目指して登拝する人々が描かれている。かつては、多くの石塔・石仏が祀られていた。
- B . 阿弥陀ヶ崩れ 測候所東側断崖の阿弥陀ヶ崩れにはかつて大岩が張り出していて三尊仏が祀られていた。下方、約 150m には、観音・勢至両岩が突出していたという。修行の場である。
- C . 日本武尊の石像 明治 4 5 年に尾張国御嶽照王教会員の方々によって建てられた。
- D . 経塚 〰〰〰山頂部の西、山麓から眺望できる中尾根の近くに経塚の跡がある。
- E . 綱小場 刈り取った草を荷造りする場所。
- F . 三ツ頭 山頂西尾根の一角にあり、雨乞い踊りの一行が勢揃いをしたとの伝承がある行場。
- G . 八ツ頭 白竜さんと呼ばれており、ヤマタノオロチの住んでいたところ、退治したところという伝説の地。黒竜の峰と対峙し、白竜は男神、黒竜は女神という。
- H . 黒竜社 北東尾根の小さな独立峯の小山。トタニの岩屋、イブキ大明神の揺拝所であったとも伝えられている。
- I . 伊吹弥三郎の洞穴 通称風穴と呼ばれ、東尾根の寺横道分岐点から約 300m 北にある。美濃側では播隆上人の風穴とも呼ばれている修行の場である。
- J . 獅子舞岩 山頂から東遊歩道を辿ると左手にある獅子舞を彷彿させる大岩。
- K . 百間廊下 自然の風化侵食によってできたものと思われ、弥三郎の住まいの跡であるとか修験の行場だと言い伝えられている。
- L . 鞍掛岩 伊吹弥三郎の泉水の北東尾根上にある。地誌に「常に動く石」と記され、行場のひとつと考えられる。
- M . 地獄谷（岩） 伊吹山頂北北東板名古川の上流の溪谷で、修験の行者の行場のひとつの伝承があり、地獄岩はのぞきの行場であったという。
- N . 東尾根 三ツ頭（白竜）から伸びる東尾根上にもいくつかの史跡がある。山頂から尾根道は良好で、上平寺峠（N1）から東へ白山寺跡（N2）・播隆上人屋敷（N3）・踊り場（N4）などが点在している。

〔中尾根とその周辺〕

- O . 占治原 中尾根上にあると言われているが、位置は明確ではない。この地が伊吹山の結界を示すのではないかと考えられている。
- P . 手掛岩 伊吹山は修験の山、女人禁制の山であった。むかし夫を捜しに山に登りはじめた女性を、一陣の風が岩から引き離し、谷に投げ落とししたが、最後まで振り落とされまいとしてしがみついた女性の指跡はついに岩を削り取ったという岩。
- Q . 鳶の岩 八合目近くにあり、結界を示していたようで古くは注連縄が張られていた。
- R . 行道岩 八合目の西に屹立する巨岩で、伊吹山で修行を積んだ円空が、北海道洞爺湖中之島に残した観音の背面に書き残した平等岩がこれにあたる。修行僧をはじめ研究者が今日も訪ねる聖地。
- S . 雨降り岩 行道岩から山頂へ300m行ったところにある岩場で、太平寺に住んだ村人の伝承では、この岩場に雲がかかると雨になると言われています。
- T . 蹴鞠場 二合目から三合目の中間にある開けた草原。伊吹弥三郎が鞠を蹴った地であると伝えられている。
- U . 徳蔵山 登山道右手の小山で、薬草が多く、絶好の草刈り場であったという。
- V . 白砂利 中尾根の石灰岩が厳しい岩肌のところ。弥高寺が兵火を避け、仏像と法具を谷に埋めたと伝えられるところ。
- W . 槌ノ子越 中尾根上最も広大な平削地で、石灰岩が屹立し磐座と考えられる。
- X . タカツブリ 上平寺城跡と弥高百坊跡の分岐点に古墳と伝えられる高まりがある。
- Y . シャクシの森 一合目と二合目の間にあり、杓子の森、石神の森と書く。石灰岩の磐座があり、ここを二之宮（中宮）とする説がある行場でもある。現在は白山神社が祀られ、段荷の丘の鳥居から参道松並木が伸びる。
- Z . 大門・小高野・日ノ丘 一合目右手台地が大門（Z1）で、ここから参道が白山神社へ伸びる。その上の小高野（Z2）から日ノ丘（Z3）一帯の丘陵地がかつての松尾寺跡と考えられ、北大門（Z4）の地名もある。
- イ . 蔵の内 三合目から望む険阻な断崖をいう。明治42年の姉川地震で大崩壊した。地誌には記される滝の不動が祀られている。
- ロ . 高屋 三合目オカメガハラの西北の丘陵。日本武尊の避難地との伝説がある。
- ハ . オカメガハラ 三合目ホテル一帯。南方の霊山を正面にしたこの丘陵地は古代祭祀の場として考えられている。
- ニ . クワノモト 観音寺跡と伝えられている台地。
- ホ . 孫助岩 大谷川と弥高川が分かれるところにある。立石が林立し、修行の場とも思われる。
- ヘ . シラジャレ（白沙利） 小泉上方山腹の白砂を流したような陰崖。

その他 岐阜県側には、天の岩戸（ト）・弥三郎岩屋（チ）・酒吞童子岩屋（リ）・目醒の滝（ヌ）・阿弥陀如来石仏（ル）・金明水（ヲ）などの信仰・伝説に伴う史跡がある。

